

コブリス・プラスの入力について

皆さんが建設発生土の情報を入力していたコブリスが新しくなり、コブリス・プラスになりました。
建設発生土を現場外に搬出する場合、入力しなければならない情報が増えています。

【丸石㈱を利用したいが、どこに何を入力すれば良いのか？】といったご質問を数多くいただきます。
ここでは、皆さんからのご質問【入力する情報】について解説しています。参考にしてください。

1. 搬出先名称を入力します。

丸石㈱の営業所は、全て【国登録ストックヤード】です。

以下は、国土交通省に登録されている名称および住所に関する最新の情報です。

ご利用される営業所の情報を入力してください。

○丸石㈱本社	岐阜市須賀1丁目10番1号ほか32筆
○丸石㈱日野営業所	岐阜市達目洞2-1ほか5筆
○丸石㈱みずほ営業所	瑞穂市別府井場五ノ町1731-1ほか1筆
○丸石㈱名古屋西営業所	名古屋市西区上堀越町3-11-1ほか1筆
○丸石㈱港営業所	名古屋市港区河口町1-1
○丸石㈱愛知支社	名古屋市緑区鳴海町鏡田4-1ほか1筆
○丸石㈱一宮営業所	一宮市千秋町浮野唐畑23-1

2. 施工条件を選択します。

①指定利用等A 発注時に発注者から搬出先を指定されたものです。

②指定利用等B 発注時には発注者から搬出先を指定されていないが、発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたものです。

③自由処分 発注者から搬出先が指定されないものです。

3. 搬出先種類を選択します。

丸石㈱では、受け入れた発生土を弊社プラントで改良土にリサイクルしています。

しかし、ここでの選択肢【土質改良プラント】は、地方公共団体や民間団体が制定している要領等によって認定されたプラントであるため、この認定を受けていない弊社プラントは該当しないことになります。

よって、選択する区分は

【ストックヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録ストックヤード）】
になります。

4. 盛土規制法の確認

岐阜県および愛知県の全域は、盛土規制法の区域に指定されています。

丸石㈱全ての営業所は岐阜県および愛知県内にあり、盛土規制法の区域指定前から営業しています。

ですから、所管している地方自治体に対して【盛土規制法第21条の届出】を行いました。

よって区分は、【盛土許可等】を選択します。

5. 都道府県等の定める土砂条例の確認

この項目については、【令和5年3月31日（令和5年5月訂正）国土交通省不動産・建設経済局建設業課ストックヤードから搬出する土砂の運搬先の適正確認について】を参考にしました。

①規制未指定 岐阜県＝該当しない 愛知県＝該当する

○岐阜県では、【岐阜県埋め立て等の規制に関する条例（岐阜県条例）】が制定されています。

○弊社営業所がある愛知県名古屋市および一宮市では、規制に関する条例等が制定されていません。

②盛土許可等＝該当しない 条例に基づく届出・許可申請等をしていません。

③公共施設用地等＝該当しない 国又は地方公共団体の事業用地等ではありません。

④他法令許可等＝該当しない 他法令の許可等を受けていません。

⑤許可不要工事等＝該当しない 許可等を要しない工事ほか何も行われていません。

⑥別途理由＝該当する

○岐阜県条例は面積3000㎡から対象です。県内全営業所は対象規模未満ですので許可等を要しません。

⑦規制区域外＝該当しない 岐阜県および愛知県は全域が盛土規制区域です。

よって、愛知県内の営業所は【①規制未指定】を、岐阜県内の営業所は【⑥別途理由】を選択します。

6. 搬出先詳細

搬出先営業所の情報を入力します。

各営業所で、盛土規制法の届出日やストックヤード登録番号が違いますのでご注意ください。

○丸石㈱本社

盛土規制法第21条届出：令和7年4月18日 届出先：岐阜市

国交省登録ストックヤード：第21000026－210001号

○丸石㈱日野営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年4月18日 届出先：岐阜市

国交省登録ストックヤード：第21000026－210002号

○丸石㈱みずほ営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年4月17日 届出先：岐阜県

国交省登録ストックヤード：第21000026－210003号

○丸石㈱名西営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市

国交省登録ストックヤード：第21000026－230004号

○丸石㈱港営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市

国交省登録ストックヤード：第21000026－230005号

○丸石㈱愛知支社

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市

国交省登録ストックヤード：第21000026－230006号

○丸石㈱一宮営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年5月27日 届出先：一宮市

国交省登録ストックヤード：第21000026－230007号

上記のほか、何かご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ窓口：法務部

現場外搬出 第二種建設発生土

搬出先名称	
搬出先住所	
都道府県 *	▼
市区町村 *	▼
地先	
区分	▼
施工条件 *	▼
搬出先種類 *	▼
盛土規制法の確認 *	▼
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	▼
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	
搬出先詳細 *	

キャンセル

データチェック

確定する

1. 搬出先名称を入力します。

丸石㈱の営業所は、全て【国登録ストックヤード】です。

以下は、国土交通省に登録されている名称および住所に関する最新の情報です。ご利用される営業所の情報を入力してください。

- 丸石㈱本社 岐阜市須賀1丁目10番1号ほか32筆
- 丸石㈱日野営業所 岐阜市達目洞2-1ほか5筆
- 丸石㈱みずほ営業所 瑞穂市別府井場五ノ町1731-1ほか1筆
- 丸石㈱名古屋西営業所 名古屋市西区上堀越町3-11-1ほか1筆
- 丸石㈱名古屋港営業所 名古屋市港区河口町1-1
- 丸石㈱愛知支社 名古屋市緑区鳴海町鏡田4-1ほか1筆
- 丸石㈱一宮営業所 一宮市千秋町浮野唐畑23-1

現場外搬出 第二種建設発生土

地先	
区分	
施工条件 *	
搬出先種類 *	
盛土規制法の確認 *	1.指定利用等A
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	2.指定利用等B
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	3.自由処分
搬出先詳細 *	
運搬距離 (km) *	例：5
現場外搬出量 (地山m³) *	例：1.015
改良分 (地山m³)	例：1.015

キャンセル

データチェック

確定する

2. 施工条件を選択します。

①指定利用等A 発注時に発注者から搬出先を指定されたものです。

②指定利用等B 発注時には発注者から搬出先を指定されていないが、発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたものです。

③自由処分 発注者から搬出先が指定されないものです。

現場外搬出 第二種建設発生土

地先	
区分	
施工条件 *	
搬出先種類 *	
盛土規制法の確認 *	
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	
搬出先詳細 *	
運搬距離 (km) *	例：5
現場外搬出量 (地山m³) *	例：1.015
改良分 (地山m³)	例：1.015

キャンセル

データチェック

確定する

3. 搬出先種類を選択します。

丸石㈱では、受け入れた発生土を弊社プラントで改良土にリサイクルしています。

しかし、ここでの選択肢【土質改良プラント】は、地方公共団体や民間団体が制定している要領等によって認定されたプラントであるため、この認定を受けていない弊社プラントは該当しないことになります。

よって、選択する区分は以下の通りです。

【ストックヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録ストックヤード）】

現場外搬出 第二種建設発生土

地先	
区分	▼
施工条件 *	▼
搬出先種類 *	▼
盛土規制法の確認 *	▲
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	規制未指定 盛土許可等 公共施設用地等 他法令許可等 許可不要工事等 別途理由 規制区域外
搬出先詳細 *	
運搬距離 (km) *	
現場外搬出量 (地山m³) *	例：1.015
改良分 (地山m³)	例：1.015

キャンセル

データチェック

確定する

4. 盛土規制法の確認

岐阜県および愛知県の全域は、盛土規制法の区域に指定されています。

丸石㈱全ての営業所は岐阜県および愛知県内にあり、盛土規制法の区域指定前から営業しています。

ですから、所管している地方自治体に対して【盛土規制法第21条の届出】を行いました。

よって区分は、【盛土許可等】を選択します。

現場外搬出 第二種建設発生土

地先	
区分	▼
施工条件 *	▼
搬出先種類 *	▼
盛土規制法の確認 *	▼
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	^
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	規制未指定
搬出先詳細 *	盛土許可等
運搬距離 (km) *	公共施設用地等
現場外搬出量 (地山m³) *	他法令許可等
改良分 (地山m³)	許可不要工事等
	別途理由
	規制区域外

キャンセル

データチェック

確定する

5. 都道府県等の定める土砂条例の確認

この項目については、【令和5年3月31日（令和5年5月訂正）国土交通省不動産・建設経済局建設業課 トックヤードから搬出する土砂の運搬先の適正確認について】を参考にしました。

①規制未指定 岐阜県＝該当しない 愛知県＝該当する

○岐阜県では、【岐阜県埋め立て等の規制に関する条例（岐阜県条例）】が制定されています。

○弊社営業所がある愛知県名古屋市および一宮市では、規制に関する条例等が制定されていません。

②盛土許可等＝該当しない 条例に基づく届出・許可申請等をしていません。

③公共施設用地等＝該当しない 国又は地方公共団体の事業用地等ではありません。

④他法令許可等＝該当しない 他法令の許可等を受けていません。

⑤許可不要工事等＝該当しない 許可等を要しない工事ほか何も行われていません。

⑥別途理由＝該当する

○岐阜県条例は面積3000㎡から対象です。県内全営業所は対象規模未満ですので許可等を要しません。

⑦規制区域外＝該当しない 岐阜県および愛知県は全域が盛土規制区域です。

よって、愛知県内の営業所は【①規制未指定】を、岐阜県内の営業所は【⑥別途理由】を選択します。

現場外搬出 第二種建設発生土

地先	
区分	民間
施工条件 *	1.指定利用等A
搬出先種類 *	ストックヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録ストックヤード）
盛土規制法の確認 *	盛土許可等
都道府県等の定める土砂条例の確認 *	別途理由
盛土規制法、土砂条例の確認結果 搬出先確認結果 * ※詳細はこちら	盛土許可等
搬出先詳細 *	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出（●●県） 国交省登録ストックヤード第0000000-000000号
運搬距離（km） *	例：5
現場外搬出量（地山m³） *	例：1.015
改良分（地山m³）	例：1.015

キャンセル

データチェック

確定する

6. 搬出先詳細

搬出先営業所の情報を入力します。各営業所で、盛土規制法の届出日やストックヤード登録番号が違いますのでご注意ください。

○丸石(株)本社

盛土規制法第21条届出：令和7年4月18日 届出先：岐阜市
国交省登録ストックヤード：第21000026-210001号

○丸石(株)日野営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年4月18日 届出先：岐阜市
国交省登録ストックヤード：第21000026-210002号

○丸石(株)みずほ営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年4月17日 届出先：岐阜県
国交省登録ストックヤード：第21000026-210003号

○丸石(株)名西営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市
国交省登録ストックヤード：第21000026-230004号

○丸石(株)港営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市
国交省登録ストックヤード：第21000026-230005号

○丸石(株)愛知支社

盛土規制法第21条届出：令和7年6月4日 届出先：名古屋市
国交省登録ストックヤード：第21000026-230006号

○丸石(株)一宮営業所

盛土規制法第21条届出：令和7年5月27日 届出先：一宮市
国交省登録ストックヤード：第21000026-230007号